

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 25 年 11 月 22 日発行

## 全私保連ニュースⅡ 《平成25年13号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 5 枚)

### 国「子ども・子育て会議基準検討部会(第7回)」(11月15日)の開催について ～「公定価格について、幼保連携型認定こども園の認可基準について」等～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第7回)が、11月15日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介いたします。

議事内容 (1) 公定価格について (2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について (3) 地域型保育について  
(4) 地域子ども・子育て支援事業について(放課後児童クラブ等) (5) その他

＜ポイント＞

- 「公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」について新たに例3「例1（人件費部分）、例2（事業費、管理費等）の組み合わせ」が示される等、継続審議が行われた。
- 幼保連携型認定こども園の認可基準について、園庭、調理室等、継続審議が行われた。

※以下敬称略

- ・ 無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告されました。併せて議事進行について説明され協議に移りました。

#### (1) 公定価格について

- ・ 事務局より資料1「公定価格について」(平成25年11月15日)説明が行われました。主に下記のような論点と対応案が提示されました。 : 以下の枠内は、同資料1の抜粋、引用。下線は前回からの修正部分。

#### Ⅱ. 公定価格の設定に当たっての基本的な考え方

(2) 給付額の算定に当たっては、例えば、例1、2 又は例3のような方法が考えられ、それぞれの特徴、留意点は以下のとおり。

##### 例1 個別費目の積み上げ方式(保育所運営費等)

人件費、事業費、管理費等について、各々対象となる費目を積み上げ、費用を算定。

##### 特徴

- ・ 給付費の中に積み上げる対象項目(国の算定基準)が明確になることから、他の補助事業との組み合わせが実施しやすく、特に人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなる。

##### 留意点

- ・ 実際に事業に要した費用(実態)と積み上げた給付費(モデル)の間にずれが生じる可能性がある。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果を直接反映させる形ではなくなる。

##### 例2 包括的な報酬体系(介護保険制度等)

サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

##### 特徴

- ・ 実際に事業に要した費用(実態)に対応した給付費を設定しやすい。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

##### 留意点

- ・ 給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせや、人件費等の政策的な対応が見えにくくなる。

##### 例3 例1(人件費部分)、例2(事業費、管理費等)の組み合わせ

人件費については、対象となる費目を積み上げ、費用を算定。事業費、管理費等については、サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

##### 特徴

- ・ 人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなり、事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

## 留意点

- ・人件費については、例1と同様。事業費や管理費等については、給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせなどが見えにくくなる。

### <主なご意見>

- ・保育士の処遇の改善といった観点からも例1の方が良いのではないか。
- ・人件費等については例1、事業費や管理費等については例2といったことも考えられるのではないか。
- ・人件費部分を明示することにより、大幅に人件費水準が低い場合は、労働法令の遵守とともに監査の対象とすべき。
- ・市町村の地方単独事業によって行われている職員の加配などの事業と、連続性のある仕組みとすべき。

## 1. 認定区分との関係

(1)概要 ○新制度では、支援法 19 条 1 項各号に掲げる子どもの認定区分により認定を行うことになる。

### 認定区分

- 19 条第 1 項 1 号に該当する場合：教育標準時間認定(満 3 歳以上)
- 19 条第 1 項 2 号に該当する場合：満 3 歳以上・保育認定
- 19 条第 1 項 3 号に該当する場合：満 3 歳未満・保育認定

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされており、具体的な考え方を検討していく必要があるが、教育標準時間認定の区分については幼稚園の調査結果を参照し、保育認定の区分については保育所の調査結果を参照しながら検討することを基本としてはどうか。
- 各認定区分について、子どもの利用時間と職員の勤務時間の違いを踏まえ、必要な職員の配置を考慮することが必要ではないか。
- ※ なお、教育標準時間認定を受ける子どもについては、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)との組み合わせによることとされており(支援法附則 9 条)、国としては、これらを合わせた全体としての公定価格と全国統一費用部分の価格の両方を決めることが必要となる。

## 2. 年齢との関係

### 【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分(乳児、1、2 歳児、3 歳児、4 歳以上児の 4 区分)ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら(経営実態調査、学校基本調査等を活用)、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

## 3. 保育必要量との関係

### 【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間の 2 区分)ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況、安定的・継続的な運営等にも配慮する必要があるのではないか。
- なお、公定価格の設定に当たっては、子ども・子育て会議での保育標準時間、保育短時間の区分等に関する議論と併せて検討する必要がある。

## 4. 地域区分との関係

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール(地域の見直し時期)についても、検討していく必要があるのではないか。

## 5. 定員規模との関係

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。
- その具体的な定員区分の設定(定員の刻み方等)については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを踏まえて検討していくことが必要ではないか。
- また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」がないことにも留意が必要ではないか。
- 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある(調理員や食事の費用等)こと等を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、

- ・「小規模保育」については、定員 6～19 人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
- ・「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのではないか。
- ・「家庭的保育」については、定員 6 人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。

## 6. 施設・事業との関係

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、施設・事業ごとに求められる認可基準等との関係を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

## 7. 各種加算等

### 【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参照して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
- ※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改革以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算（②夜間保育所加算、⑨主任保育士専任加算、⑩保育所事務職員雇上費 は保育所運営費特有の加算）が設けられていたが、制度改革により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。
- 併せて、定員を恒常的に超過している場合などを含めて、減算措置のあり方についても検討が必要ではないか。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 公定価格の設定について、包括的な報酬体系は実態に応じてサービスに要する平均的な費用を把握して算定するものであり、実際に要した費用を設定しやすいとされている。しかしながら、とくに人件費については包括的な報酬体系では職員の平均的給与額は明示されず事業者の判断だけで給与が決定され、その結果、施設間格差が拡大することに繋がり人材確保の面でも課題がある。また、国の算定基準が明確でないことによる政策的対応が見えにくい等から積み上げ方式が望ましいと考える。なお、事業費、管理費等その他を含めて、先般皆様にも配布させて頂いた資料のとおり当連盟がかねてより提案している、定員の規模に関わらず実態に即した給付システムになるような「運営費の二階建て方式」を現在、検討しているところである。

## ＜ 委員の主な意見概要 ＞

(公定価格の設定に当たっての基本的な考え方)

- 人件費については積み上げ方式、事業費・運営費については包括方式が良いのではないかと考える。
- 例 3「例 1（人件費部分）、例 2（事業費、管理費等）の組み合わせ：人件費については、対象となる費目を積み上げ、費用を算定。事業費、管理費等については、サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、事業費、管理費等を包括的に評価し算定」のような対応を今後お願いしたい。
- 経営実態調査をもとにした分析によれば現行の運営費の水準はバランスを持っているようにうかがえるが、自治体の上乗せ等の状況や処遇改善の視点から見ていく必要がある。今回折衷的な例 3 を示して頂いた。私学助成のしくみも踏まえて積み上げ方式における人件費、包括的なしくみの運営費等のしくみが求められる。
- 積算のイメージについて積み上げ方式について保育所のような方式や生活保護方式、総務省の家計調査のような考え方もあるがどこを積み上げていくのかということが明確になる必要がある。包括の場合、整備費についてどうしていくのかということも判れば基本的にどのような方向になるのか示しやすいのではないかと考える。併せて質の改善ということを研修等のしくみ、キャリア・アップのしくみを導入していくことが必要になると考え、そのことが公定価格の議論の中に組み入れられていくことが必要。
- 公定価格の基本的な考え方については例 3 に賛成。
- 人件費だけでなく事業費、管理費についてもそれぞれいくらかという透明性が必要であり、例 1 の積み上げ方式を考える。

((地域型保育事業の)定員規模との関係)

- 病児保育について現状では実施している所はごくわずかであることを踏まえて大幅に増やして頂きたい。定員区分については、現状の2LDKの小規模の施設を参考に6~12人区分を提案したい。
- 小規模については6~12人区分、13~15人区分を提案したい。

(その他)

- 11時間の配置のことも考慮した公定価格の検討が必要。特例給付型の保育給付について幼稚園を利用した2号認定の場合と保育所を利用した1号認定の子どもでは、必要な時間分の利用ができるのか。
- 教育標準時間は幼稚園、保育標準時間は保育園を参考にすべきであるが、配置基準については保育園を参考にすべき。地域区分との関係では保育所と同様に設定すべきであり、ただ国家公務員の地域手当制度そのものを提示することは自治体より意見が出るのではないか。地域の特性を踏まえたより良い地域区分を検討して頂きたい。定員規模との関係では、現行の保育所運営費同様に定員より設定することが望ましい。
- 検討のスケジュールについて各地域の幼稚園からは移行に関して公定価格についてできる限り早く示して頂けるように要望が出ているのでお願いしたい。
- 国が平均的な経費で計算をしてくと上乗せ徴収について大きな定員規模の施設ではとくに導入をするのが現実的であろうと考える。事務量から考えて事務員については加算ではなく基本的な額の中に位置づけられるべき。

(事務局説明概要)委託費と施設型給付についての関係については前回のご説明のとおり。基本理念については少子化社会対策会議に報告した文書の順序になっている。積算の内容については、例えば保育所運営費の一般生活費については生活保護の考え方から従来考えてきたが積み上げの場合それぞれの事情に即して考えているのが現状。一方、包括方式は定期的に実態をみて収支状況が前回に比してどのようになっているのかをみて行っていくものになっている。人件費全体としての改善に加えて処遇向上、役割に応じた内容、研修等もセットで考えていくことになろうと思うので次回以降もご議論をお願いしたい。居宅訪問型については、今後経営実態調査も踏まえながら検討していく必要がある。特例給付については、特例的なことであることがベースであり本来のものに移行することを妨げることはないように考えていく必要がある。今このような水準にするということは差し控えるがそうした本来のものであることが重要。実務上は一個一個を見ていった際の方法、実際に動かしていく中での方法等あり、実際の問題をみながら検討していきたい。

## (2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

事務局より資料2「幼保連携型認定こども園の認可基準について」説明ののち質疑応答がなされた。当連盟の橋原委員から下記について述べられた。

(橋原委員)調理室等の設置については、保育園、認定こども園共に設けるべきである。アレルギー、食育の重要性、偏食等の課題から自園調理により、そうした点を守ることが重要であると考えている。

〈委員の主な意見概要〉 ※以下関連事項ごとに整理したもの。

- 概ねよくまとめて頂いている。乳児の保育や生活から看護師、栄養士という名称でもよいという対応方針が良いのではないか。また教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとすること等については、認定こども園に限らずそうして頂きたい。
- 新設については、幼保のそれぞれの高い基準を示していくことは評価される。併せて現在適正に運営している既存の所が移行していくときに現状の質を下げないという考え方に評価できる。自己・外部評価については、第三者評価を受ける際にも費用負担の問題があるので、公定価格の議論の中に入れて頂きたい。
- 園庭については、同一または隣接敷地内に賛成するが、移行の特例についてこれから検討する中で既存の公園であると、かなり行政にも主導頂いて子どもの遊ぶ場所を確保することは必要になる。とくに子育て支援については、幼・保・認定こども園と授産事業としての地域子育て支援拠点事業等との整理が必要。
- 園庭について移行の際は代替え地を認めることに対して、新設の際は認めていないという点につい

での考え方を明確にして頂きたい。

- 既存施設からの移行特例については、経過期間が長く残ることはダブルスタンダードが残ることになり適切ではないので明確に期限を区切るべき。
- 都市部において土地がないところでどこまで設置階を許容するのかについては、主に火災の発生と保育環境からの視点があると思うが、日本が地震の活動期に入った段階でどのように考えるのかという視点がある。給食の外部搬入については財源がないために例外的に認めていくという構造改革特区のようなものを新しい認定こども園に押しなべて認めていくことは反対。
- 自園調理による給食について3歳以上児についても認めるべき。災害については洪水も含めて、都市部も含めて施設から離れないという指導をしている場合もある。逆に高い階に保育室を設置した方が適当な場合もあるのでそうした点も考慮して頂きたい。
- 調理室を必置とするのであれば調理師の配置や調理室の基準が必要。「園庭」とすることに賛成。
- 新制度ということで1号認定の定員については30人という前提で前向きにとらえて頂きたい。障害児に対する対応について年齢の成長過程に即してケアしていく方法を取る等、専門的な職員を明記して給付等にも反映して頂きたい。
- 健康診断については、例えば一回受診してリスクの高い子について複数受けること。他の健診の受診を促す等の考え方もあるのではないか。
- 新設と移行について明確になっていることは大事。保育認定を受けない1号認定子どもと受ける2号認定の子どもについて一体的に保育をすることを規定したことは重要。単一の新しい認定こども園の姿を打ち出して頂きたい。在園保護者の子育て支援という観点からお弁当も位置づけて考えて頂きたい。健康診断については集団感染という観点から行政ルールを含めた新しいしくみも必要ではないか。
- 健診については年齢に応じた回数での健診は必要。

(事務局) 看護師、栄養士については公定価格をそうした職員を置いた場合にどうするかという中で議論をしていくものではないか。配置基準については、1号・2号の実態をみながら検討していく必要があるのではないか。保育室の設置階については、建物としては3階以上も認める中で、保育室の設置をどのようにしていくかということ。調理師、調理室についての基準は食品衛生法の基準の考え方。

### (3) 地域型保育について・(4) 地域子ども・子育て支援事業について(放課後児童クラブ等)

事務局より資料3「地域型保育について」説明がなされた。保育課長より資料4-1「放課後児童クラブについて(これまでの議論を踏まえた方向性と積み増しの論点)」、資料4-2「放課後児童クラブについて(前回までの委員の主な意見)」、資料5「地域子ども・子育て支援事業について」説明された。会議時間の関係上、若干の協議を行い、意見については以降求めていくことになった。

〈委員の主な意見概要〉

- 放課後児童クラブについて、量的な拡充等に見合った財源措置をしていく覚悟があるのか。(事務局) 量的、質的に拡充していく方向で整備をしていくことになる。
- 今後の方向についてぜひそうした方向での記載をお願いしたい。

次回日程について基準検討部会については、11月25日(月)子ども・子育て会議(第8回)13時30分～14時45分、子ども・子育て会議基準検討部会(第8回)15時～17時予定であることが説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp